

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋二・三・四丁目地区における面整備計画検討及び事業推進支援等業務委託	No.5200306
工（納）期	令和 8年 3月 31日	
契約締結日	令和 7年 4月 1日	
契約金額	11,121,000円（消費税込み）	

契約相手方	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 (法人番号：1020005005090)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件名	町屋二・三・四丁目地区における面整備計画検討及び事業推進支援等業務委託
指名業者 (案)	名称 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 所在地 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13F 代表者 本部長 西野 健介
特命理由	<p>本件は、防災性の向上と住環境の改善を図るため、町屋二・三・四丁目地区において、面整備計画検討業務、建替え等相談対応業務、合意形成業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、区とまちづくりに関する協定を締結しており、同地区における区との協力体制を構築している。</p> <p>② 地権者の財産等に関わる業務であり、円滑な交渉に当たっては継続的な対応が必要不可欠である。上記業者は、本件業務を平成25年度から継続して受託しており、多くの沿道権利者と信頼関係を築いているため、円滑な事業推進が期待できる。</p> <p>③ 令和6年度の履行状況は優良であり、また令和7年度の委託業務に関する企画提案書の評価においても、課題解決に向けた実効性のある具体的な提案がなされていることなどから確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)